

京都国際中学高等学校 いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒との教育を受ける権利を大きく侵害するとともに、その心身の健全な成長と人格形成に重大な影響を与える。また、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。

京都国際中学高等学校は韓国系国際学校として異なる生活環境で育った、国籍も多様な生徒が在籍しているなか、国籍を理由にしたいじめ事象が存在した特殊性は格別に考慮されなければならない。

本校のそのような多様性のなか、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりをめざすことを目的に、京都府・ご家庭その他の関係機関との連携の下、いじめ防止対策推進法（2013年法律第71号。以下「法」とする。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処（以下「いじめの防止等」とする）のための対策をしっかりと推進するため、『京都国際中学高等学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」とする）を策定する。

2. いじめ防止等の組織

- ①いじめ防止のための取り組みを行うために校内に「いじめ対策委員会」を設置する。
- ②「いじめ対策委員会」の構成員は下記のとおりとし、必要に応じて関係教職員や専門家を加える。
校長、教監（代理）、事務長、生活指導主任、教務主任、学年主任
- ③「いじめ対策委員会」は隔週第一、第三月曜日に開催する。なお、緊急性を要する場合はこの限りでない。
- ④「いじめ対策委員会」は次のことを行う。
 - 基本方針に基づく取り組みの実施、行動計画作成、実行、検証、修正
 - 相談・通報窓口
 - 関係機関、専門家との連携
 - いじめの疑いや生徒の問題行動にかかわる情報の収集、記録、共有
 - いじめの疑いにかかわる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制および保護者との連携などの対応方針の決定
 - 重大事態が疑われる事象が発生したときにその原因がいじめにあるかの判定
 - 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査
 - 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進

3. いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめはどの子どもにもおこりえるし、どの子どもも加害者、被害者になりうる。このことを踏まえてすべての生徒を対象に互いの育った背景や国籍の違い、個性、価値観の違いを認め合い、自他を尊重する感性を育む必要がある。また、いじめをゆるさない集団をつくるために全教職員が保護者、師親会（PTA）等と一体となって継続的かつ真剣な取り組みを行う。

2. いじめの未然防止のための取り組み

①わかりやすく規律ある授業の推進

- 教室の整理整頓
- ベル着席の徹底
- 教師と生徒とのなごやかで規律ある関係
- 教師生徒、生徒間の丁寧な言葉づかい

②自尊心を育む取り組みの推進

- できたことを誉める活動
- 共助的な学級づくり
- 行事での生徒交流の拡大

③豊かな心を育む取り組みの推進

- 人権教育の推進
- 道徳（規範）および意思疎通教育の推進
- 体験・読書活動の推進

④いじめに関する理解を深める取り組みの推進

- 各学年、年2回の実施（6月、11月）

⑤いじめの防止等について生徒の自主的な活動の推進

- ポスター作成、集会での呼びかけ等

⑥教職員研修

- 校内研修実施（年1～2回）

3. いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり教職員のわかりにくい場所や時間帯に行われたりし、教職員が気づきにくい形で行われることを認識することが大事である。生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように生徒の見守りや信頼関係構築に努めることが非常に重要である。

2. いじめの早期発見のための取り組み

①情報の集約と共有

- いじめに関する情報については些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を必ず共有する。
- 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任等を通じて全教職員で共有する。
- 緊急の場合は臨時教職員会議などでも情報を共有する。

②学期毎に全生徒を対象とした質問調査および聴き取り調査を実施する。

- 質問調査は6月と11月に行う。
- 聴き取り調査も6月と11月に行う。

③相談体制の整備と周知

- 年2回、教育相談週間を設け、実施する。（6月と11月）
- スクールカウンセラーと情報を共有する。
- 校内相談窓口を保健室に設置し、生徒および保護者に周知する。

4. いじめに対する取り組み

1. 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、被害生徒を守り通すとともに、課外生徒に対して教育的配慮の下、毅然として態度で指導する。これらの対応については教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門家との連携に努める。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

1. いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
2. いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

3. 「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は加害・被害生徒およびそれぞれの保護者に連絡し、京都府文教課に報告する。
4. いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
5. いじめた生徒への適切な指導を行うとともに、保護者によりよい成長へ向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
6. 生徒の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察との連携も慎重に検討する。
7. いじめが起きた集団に対しても自分の問題と捉えさせ集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめる。

3. ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめへの定義「SNS、インターネット上の投稿、画像・動画共有等による行為など」

例) 画像拡散、誹謗中傷、グループ外し、AI・匿名投稿

1. ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
2. ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
3. 情報モラル教育を実施する。

5. 重大事態への対処

1. 重大事態が発生した場合は、直ちに京都府文教課に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）および京都府におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性確保に努め、事実関係を明確にする。
2. 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生と及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
3. 調査結果を京都府文教課に報告する。
4. 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同様の事態の発生防止のために必要な取り組みを進める。

6. 関係機関との連携

1. 地域・家庭との連携の推進

①京都国際中学高等学校師親会（PTA）との連携のもと、いじめに対する理解を深め得る取り組みを推進する。

□研修会の実施

②いじめ防止等に関する学校の基本方針や取り組みをホームページなどで積極的に発信する。

2. 行政機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法」

（平成 25 年法律第 71 号）

（定義）

第 2 条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2015 年 4 月 1 日 制定

2026 年 4 月 1 日 改訂

